

令和4年度 三島村総合観光パンフレット製作業務委託に係る企画コンペ実施要領

1. 業務の目的

三島村では、観光パンフレットやジオパークカレンダーを活用して、村が有する観光資源や魅力を広くPRし、定住促進や観光客の誘致拡大に努めている。特に、三島村は特殊な交通事情からアクセス方法に関する問い合わせも多く、観光パンフレットやホームページの果たす役割は大きい。そこで、三島村へのアクセス方法、観光ルート、宿泊先などを紹介する目的でダイジェスト版観光パンフレットを整備しているところである。しかし、主となる総合観光パンフレットが刷新出来ていないことから、今回、内容を見直した「三島村総合観光パンフレット」を製作し、三島村PRの充実に繋げる。

2. 契約方法

企画コンペ方式による随意契約

3. 業務概要

業務名：三島村総合観光パンフレット製作業務（以下「本業務」という。）

業務内容：別紙 仕様書のとおり

4. 履行期限（成果品納入期限）

令和5年3月15日（水）

5. スケジュール

(1) 企画提案書・見積書等の提出依頼	令和4年9月1日（木）
(2) 質問の提出期限	令和4年9月2日（金）
(3) 質問への回答	令和4年9月5日（月）
(4) 企画提案書・見積書等の提出期限	令和4年9月16日（金）
(5) プレゼンテーション	令和4年9月21日（水） 予定※
(6) 選定結果通知の送付	令和4年9月21日（水） 予定
(7) 業務委託契約締結	令和4年9月22日（木） 予定

※提案書提出者に決定次第連絡

6. 提案上限額

2,190,000円（消費税及び地方消費税額を含む）

※契約締結にあたっては、三島村契約規則（昭和54年三島村規則第2号）第30条に基づく契約保証金を納付いただきます。ただし、同規則第33条第1項第2号に該当するときは免除します。

7. 参加資格

本業務の企画提案書等を提出することができる事業者（以下、「見積依頼事業者」という。）は、次の各号に掲げるすべての要件を満たすこととします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 次の各号に掲げるいずれにも該当しないこと。
 - ① 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が事業主又は役員に就任している 法人等。
 - ② 暴力団員が実質的に運営している法人等。
 - ③ 暴力団員であることを知りながら当該暴力団を雇用し、又は使用している。
 - ④ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら当該暴力団員と商取引に係る契約を締結している。
 - ⑤ 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している。
 - ⑥ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している。

8. 質問及び回答

本業務の内容等に関する質問がある場合は、次のとおり受け付けます。

(1) 質問

- ①提出様式：任意様式とする。（法人名、連絡先、担当者氏名を明記し、要旨を簡潔にまとめること）
- ②提出期限：令和4年9月2日（金）午後5時15分（必着）
- ③提出先：三島村役場定住促進課（[TEL:099-222-3141](tel:099-222-3141)）
- ④提出方法：Eメールまたは、FAX（電話や口頭による問合せはお受けできません。）
Eメールアドレス：tei_jyu04@mishimamura.jp
FAX：099-223-1832
※提出期限までに、定住促進課へ電話で到着を確認してください。

(2) 回答

質問内容の回答については、質問者に対してのみ回答します。また、本業務に直接関係のない事項など、回答の必要がないと村が判断するときは、回答を行わないことがあります。

9. 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

以下の書類について、指定された部数を提出してください。

①企画提案書 正本1部、副本5部（様式は任意。）

(ア) 仕様書中の業務内容等に示す業務の実施内容

- ・製作物のイメージが分かるようにすること。（イメージを添付する等。）

(イ) 業務工程（様式は任意。）

(ウ) 業務の実施体制

(エ) 類似業務業績

②見積書 正本1部、副本5部（様式は任意。）

(ア) 見積書の金額は消費税及び地方消費税の額を明記した上で税込みの額を記載してください。また、積算の内訳を記載してください。

(イ) 次のいずれかに該当する見積書は無効となります。

- ・見積に際し、不正の行為があったと認められるもの
- ・見積書に住所、法人名、代表者名、代表者の押印のないもの
- ・見積金額その他必要な文字を訂正し、訂正印のないもの、又は文字が確認できないもの。

(2) 提出期限

令和4年9月16日（金）午後5時15分

(3) 提出先

〒892-0821

鹿児島県鹿児島市名山町12番18号

三島村役場定住促進課

(4) 提出方法

持参又は郵送

※持参による場合は、土日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

※郵送の場合は、書留郵便により提出期間内に必着のこと。封筒には「三島村総合観光パンフレット企画提案書在中」と朱書きしてください。

※Eメール、FAXでの提出は認めません。

10. 審査及び選定方法

(1) 審査

審査は、9の提出資料を基にプレゼンテーションを行い、選定者において審査項目に沿って審査し、評価の合計が最も高い申請者を委託予定事業者として選定します。

なお、応募団体が1団体の場合でも選定は実施し、選定基準を満たさないときは選定者と協議し、選定するものとします。

(2) 選定結果の通知

選定結果については、企画提案書提出者全員に対して通知します。

11. 契約に関する基本事項

- ・委託予定事業者は、定住促進課と契約内容等詳細について協議を行うこととします。

12. 無効又は失格

以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となる場合があります。

- (1) 企画提案書等の提出方法、提出先、提出期限等が守られなかった場合
- (2) 虚偽の内容を記載した場合
- (3) その他、参加資格に適しない場合

13. 著作権

成果品に係る権利は、三島村に帰属するものとします。

14. その他

- (1) 申請に要する経費は、すべて事業者の負担とします。
- (2) 提出書類はお返しできません。
- (3) 提出された書類は、必要に応じ複写します。(使用は役場内での検討に限ります)
- (4) 提出された書類の内容を変更することはできません。ただし、やむを得ない理由により修正又は変更が生じた場合で、三島村が承諾したものについては、この限りではありません。
- (5) 企画提案の採否は、文書で通知します。

15. お問い合わせ及び書類提出先

〒892-0821

鹿児島市名山町12番18号

三島村役場 定住促進課 担当：苺平

[TEL: 099-222-3141](tel:099-222-3141) FAX: 099-223-1832

Eメール teijyu04@mishimamura.jp